

○ 横浜市介護保険条例 (抜粋)

制 定 平成 12 年 3 月 27 日条例第 27 号
最近改正 令和 3 年 3 月 31 日条例第 16 号

(横浜市介護保険運営協議会の設置)

第 14 条 介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、横浜市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 15 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 16 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 17 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、第 1 項の規定に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第 18 条 協議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 24 条例 26・追加)

○横浜市介護保険条例等施行規則 (抜粋)

制 定 平成 12 年 3 月 31 日規則第 44 号
最近改正 平成 30 年 7 月 25 日規則第 54 号

(協議会の招集手続)

第 39 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の 3 分の 1 以上が招集を請求したときは、協議会の会議を招集しなければ

ならない。

3 会長は、協議会の会議の3日前までに、その会議の期日、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(議事)

第40条 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報告)

第41条 会長は、審議した結果及び会議の概要についての報告書を市長に提出しなければならない。

(幹事及び書記)

第42条 協議会に、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、本市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 書記は、会長の命を受け、協議会の事務に従事する。

(部会)

第42条の2 協議会に地域密着型サービス運営部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、地域密着型サービス事業者等の指定等に関する事項を調査審議する。

(平18規則77・追加)

(委員)

第42条の3 部会は、委員7人をもって組織する。

2 部会の委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

(平18規則77・追加)

(部会長)

第42条の4 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、その会務を掌理する。

3 部会長に事故があったとき、又は欠けたときは、第1項の規定に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

(平18規則77・追加)

(招集)

第 42 条の 5 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会の会議は、部会の委員の定数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(平 18 規則 77・追加)

(部会に係る委任)

第 42 条の 6 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(平 18 規則 77・追加)

(協議会の庶務)

第 43 条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 18 規則 77・一部改正)

(協議会に係る委任)

第 44 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。